

第2回浜松市ユニバーサルデザイン審議会会議録

日 時：令和元年10月28日（月） 10：00～11：30
会 場：浜松市役所本庁8階 第4委員会室
出席委員：伊豆裕一会長、太田順子委員、趙驕陽委員、中西利充委員、松井章子委員、安田育代委員、吉林久委員
欠席委員：兼子とみ江委員、鈴木里枝子委員、諸井宏司委員
事務局：山下昭一市民部長、鈴木江利子UD・男女共同参画課長、近藤雅訓課長補佐、河合多恵子UD推進グループ長、井原卓巳
傍聴者：5名（うち報道関係者2名）
会議録作成者：UD・男女共同参画課 井原
記録方法：発言者の要点記録（録音の有無：有）

《会議次第》

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 事
 - (1) UD事業の進捗状況について
 - (2) 改正バリアフリー法について
 - (3) (仮称) 浜松市パートナーシップ宣誓制度について
- 4 連絡事項
- 5 閉 会

《配付資料》

議事資料

- (資料1) UD事業の進捗状況
- (資料2) ピクトグラム選手権入賞者一覧
- (資料3) バリアフリー法の概要
- (資料4) LGBTについて
- (資料5) (仮称) 浜松市パートナーシップ宣誓制度の概要案

《会議の経過》

1. 開会

(事務局)

当審議会は、浜松市ユニバーサルデザイン条例第18条に基づき、浜松市ユニバーサルデザインの推進に関する調査、協議および評価をする組織として設置されているものである。本日は兼子委員、鈴木委員、諸井委員が都合により欠席である。

2. 会長あいさつ

3. 議事

(事務局)

当審議会は、「浜松市附属機関等の会議の公開に関する要綱」に基づき、公開会議とする。また会議録は事務局で作成し、「浜松市附属機関等の会議録の作成および公開に関する要綱」に基づき、発言した委員の名前を記載の上、公開することとする。

また、今回の会議においても、第1回に引き続き「UDトーク」を使用しての会議録の作成を行うため、ご協力をお願いする。

議事の進行については、浜松市ユニバーサルデザイン審議会運営要綱第4条の規定により議長は会長が務めるとされているため会長にお願いしたい。

(1) UD事業の進捗状況について

事務局より

(資料1) UD事業の進捗状況

(資料2) 浜松市ピクトグラム選手権入賞者一覧

について説明

(伊豆会長)

事務局からの説明について、質問や感想等があればお願いしたい。

(吉林委員)

UD週間のロビー展示や、広報はままつ10月号におけるUD特集などはとても良いが、反面、UDについて更なる周知が必要であるとも感じる。

例えば、静岡文化芸術大学でUDの公開講座を3回に分けて実施しているが、主催者としての目標人員150人程度に対して、出席者は初回60人、2回目が50人程度であった。

オリンピック・パラリンピック云々と言うが、そこは1つの通過点であり、UDはその後も続いていくものであるため、一市民感覚としては、より周知を徹底した方が良いと考える。

(伊豆会長)

広報はままつを見て、UDに対する市民の意識がずいぶん高まっていると思う一方、大学の公開講座については、どうしても勉強の匂いがするため、主催する側としても、もう少し関心が高まるような策を考える必要があると感じる。

(太田委員)

UDトークについて、利用者の反応等について教えていただきたい。

(事務局)

翻訳について、誤変換が目立つという声が多いが、前後の文章がしっかりしているため、全体として意味が理解できるという意見をいただいている。

また、音声の文字化については、1つのタブレット端末に遠隔手話通訳サービスとUDトークが入っており、聴覚に障害のある方には利用しやすい方を選択していただいている。そのため、手話が良いという方には遠隔手話通訳サービスを使ってもらうが、手話だと要約的なものになってしまうので、音声の全てを文字化してくれるUDトークの方が良いという方もいると聞いている。

(安田委員)

2点お願いしたい。

まず1点目、学習支援事業の表について、毎年このような表を会議で提示するのであれば、比較しやすいようにしていただきたい。例えば、実施件数、受講件数ともに表では令和元年と平成30年となっているが、平成30年のところにもう1つ段を作り、平成30年9月末と平成30年の年度末としていただくと、今現在と去年の9月末の比較ができ、今後の見通し等が分かりやすいと思う。

2点目に、UDトークについて、学校の活用や学校現場へのアナウンスはあるのか。特に浜松市内では、児童数の約4割が外国人という小学校もある。そういった外国人の多い学校にUDトークのようなものがあれば、様々なことがスムーズにできると思うため、学校の活用や学校へのアナウンスがどうなっているのか教えていただきたい。

(事務局)

1点目の表について、次回から比較しやすい形で作成していきたい。

2点目の学校における活用について、学校では国際課が行っている多言語通訳のような形でタブレットを使用した取組を実施していると聞いているが、詳しい内容については確認し、委員の皆様に改めて回答する。

(中西委員)

前回の会議でも紹介したが、ポケトークというものがある。これは文字変換ではなく、そのまま言葉として変換するタイプだが、70数か国語に対応しているため、おそらく児童生徒の国の言葉には対応できるのではないかと思う。観光の関係で商工会議所がキャッシュレスを推進するために各事業者に無償で提供したが、言葉で良いのか、あるいは文字が必要なのかというところで、教育委員会で検討すると良いのではないか。

(伊豆会長)

学習支援ということで数字が挙がっており、事務局から数値が上がっていないことについて反省めいた説明があつたが、市民の知識量や意識等によって、

減らしていった良いものや逆に講師派遣のように増えているものもある。来年度、事業を考える際は、注力するもの、しないものについての議論ができればと思うため、その辺りの分析をお願いしたい。

(2) 改正バリアフリー法について

事務局より

(資料3) バリアフリー法の概要

について説明

(伊豆会長)

事務局からの説明について、質問や感想等があればお願いしたい。

(松井委員)

浜松市内の道路を走っていると、舗装状況が悪い道や白線が消えている場所が見受けられる。これはバリアフリーとは関係なく、通常的生活面になると思うが、こういったところもしっかりと見直していただきたい。

また、以前、レンガ造りの歩道がある場所で、ベビーカーを押した母親が、歩道を通らず車道を歩いている場面を見かけた。おそらく、ベビーカーはそういった歩道だとガタガタしてしまうのだと思う。自転車で走っていても同様に感じるため、レンガをもう少し小さくするか無くした方が良く考える。そういったところの見直しもお願いしたい。

(事務局)

道路等の不具合があった場合「いっちゃお!」というアプリがある。これは、陥没等、著しい不具合がある箇所について、スマートフォンで写真を撮って送信することで、土木部がその場所の位置情報や状況を把握した後、対応状況について、折り返し連絡するというものである。ぜひご利用いただきたい。

また、そこまで著しい不具合ではないが、修復してほしいという箇所については、土木部がデータベース化を図っているため、自治会を通して要望として挙げていただいている。

(松井委員)

浜松市のアプリは他にもあるのか。防災のアプリは個人的に入れてる。

(事務局)

ゴミ出し分別アプリの他に、食品ロス削減についてアプリを利用した実証実験を行っている。アプリ情報については、次回の審議会において改めて情報提供させていただく。

(伊豆会長)

委員が知るよりも市民の皆さんが知ることが大切であるため、ぜひ広報もお願いしたい。

(松井委員)

心のバリアフリーについて、高齢者、障がい者等に対する支援として、「鉄道利用者による声掛け等を明記」と記載されているが、障がい者の中には見かけでは分からない方が多くいる。そういった方に対する支援が難しい状況で、去年ぐらいからヘルプマークが県内でも推進されるようになった。ヘルプマークが何であるか等について市民に知ってもらえるよう啓発することも大事だが、それに加えて、白杖をつきたくない弱視の方等にヘルプマークを付けていただくようにすると支援がしやすくなる。

(太田委員)

支払について、キャッシュレス決済が流行っているが、先日、海外の方が日本でキャッシュレス決済を利用しようとした際に、お店から「現金でないと駄目だ」と断られ、右往左往している場面を目撃した。若い方は簡単にキャッシュレス決済を利用しているが、高齢者に対する、キャッシュレス決済の教育等はあるのか。

(事務局)

市民部の市民生活課は消費者センターと繋がりがあるが、現状そういった教育等を実施しているという情報は把握していない。確認し、委員の皆様に変更して回答する。

(中西委員)

政府が観光に注力しているという観点から言うと、海外ではキャッシュレス決済を利用しているところが多く、それを受けての推進であると思う。

浜松・浜名湖ツーリズムビューローとしても、街をあげての取組等を実施してはいるが、高齢者の方にこういった対応をすればよいかについては難しい。そういったものに慣れていただく等、双方から歩み寄ることが必要だと考える。

また、外国人に対して、日本が現金主義だということを周知していくとともに、国際的にもキャッシュレス決済対応の底上げをしていくことが求められる。

(伊豆会長)

市の広報として、特に高齢者の方に色々な情報が行き渡るとよいと思う。

(吉林委員)

バリアフリー法における当事者参加について、当事者でないと分からない問題を多く感じる。私自身、実際に静岡文化芸術大学から浜松駅まで歩いた中でいくつか気づくことがあったが、当事者であれば、もっと感じ取ることが多いと思う。今後、基本構想等を検討する際には、ぜひ当事者の意見を反映させていただきたい。

(事務局)

今後、基本構想を策定するということがある場合は、当事者を集めてワークショップを開催するなど、意見の吸い上げを図った上で計画の中に反映させていく。

(伊豆会長)

私自身、東京にいたが、浜松は東京に比べてはるかに過ごしやすいく感じる。現在、浜松はUDにおいて進んでいると言われているが、このぐらいの規模の街だからこそ先進的な取組が行いやすいだけに、さらに推進するようお願いしたい。

(3) (仮称) 浜松市パートナーシップ宣誓制度について

事務局より

(資料4) LGBTについて

(資料5) (仮称) 浜松市パートナーシップ宣誓制度の概要案

について説明

(伊豆会長)

事務局からの説明について、質問や感想等があればお願いしたい。

(安田委員)

最近テレビのあるローカル番組に、男の子であるが女の子の格好をしている子が出ているが、その子の中学時代を知っている。中学の時、その子は男の子の格好をしていたわけだが、それは本当に辛かっただろうと思う。ただ、嬉しかったことは、当時の同級生たちが皆それを認めていたこと。その子の友達も皆女の子であり、その子が男子トイレに行くのを嫌そうにしていると、他の子たちが「頑張れ」と応援するような雰囲気だった。最近、テレビで生き生きと話をしているのを見て、居場所ができて本当に良かったと感じる。本日の説明を、きっとあのような子はトランスジェンダーというのかと思いながら聞いていたが、当時の子供たちの様子を見ていて、浜松では皆が認め合い、大事にされる土壌が十分にあると思うため、パートナーシップ宣誓制度も大事にされるものではないかと感じた。

現在 26 自治体が進めているという話だったが、ほとんどが要綱なのか。条例のところもあるのか教えていただきたい。

(事務局)

概ね要綱である。条例は 3 自治体のみと非常に少ない。

(安田委員)

それは、要綱のほうが制定しやすいためか。

(事務局)

それぞれの自治体に考え方が異なるため、一概には言えないが、理由の 1 つとして、スピード感を持って整えることができるということがあると思う。加えて、自治体は、国がこれから動いていくと考えているため、そのような際に要綱であれば法律に沿った形で修正できるという点も意識しているのではないかと思う。

(伊豆会長)

宣誓制度を創るにあたって、当然先行する自治体の要綱を参考にして創ったと思う。既に多くの自治体があるため、いわゆる文章等については定型的なものが存在しているのではないかと思うが、浜松市としてどの自治体を参考にしたのか、あるいは何か独自の視点を入れたのかお聞きしたい。

(事務局)

概要については、どこかの自治体を参考にしたものではないが、現在協議を進めている中で、こういった市を参考にすると良いといった意見をいただいているため、最終的にその辺りを参考にしながら決めていきたい。

(伊豆会長)

説明の中で、そもそも性的マイノリティはマイノリティではないとあったが、文章上で性的マイノリティと書かれているところに矛盾を感じる。通常の婚姻届が得られないもの、等の表現も可能かもしれないと思った。

(松井委員)

交付する書類について、宣誓証明書はカード型で携帯できるものとあったが、我々が婚姻届をだしても婚姻を証明するものは携帯しない。やはり、宣誓制度を必要とする方は、証明書を携帯しなければならない場面が多くあるということなのか。携帯しなければならない証明書があること自体が差別のように感じる。

(事務局)

制度を当初に立ち上げた自治体にはカードが無かった。ところが、続いた自治体が意見を吸い上げていく中でカード型のニーズがあったということで、以降カード型を発行する自治体が続いた。

こういった際に必要になるかについて、日常的な場面で、例えば保険の契約等の話を聞く際に自分達がパートナーであることを証すために大事なものとなる。一般的に法律婚をしている方については、戸籍を取ればパートナーの証明ができるが、要綱における制度では具体的に何か証明できるものがない。

(松井委員)

宣誓書の写しがあるが、携帯する必要があるのか。ただ、当事者の方がカード型の発行を要望しているのであればよいと思う。

(中西委員)

当事者の方が一番困るのは、住宅が借りられないことであり、市の証明があれば改善されるのではないかとテレビで言っていた。

パートナーの解消をする場合には、こういった手続きがあるのか教えていただきたい。

(事務局)

そういった細かな点については要綱の中で整えている段階であり、まだ示せる状態ではないため、改めて報告させていただきたい。

証明書をどのように使っていくかについて、資料の8番目に理解促進という項目を入れてある。カードの提示を受けた事業者側がどのようなものを提供できるかも大きく制度に関わってくるため、あくまでも携帯していることで様々な企業あるいは事業者の理解が得られ、使えることが増えてくることを合わせて目標としている。具体的に使える場面を挙げてほしいと言われるかもしれないが、まずは浜松市の中でこういった制度を創っていくことで、少しでも当事者の生きづらさの解消になればと思う。

先ほど安田委員がおっしゃったように若い方は性的マイノリティについて当たり前という感覚でおり、行政が改めて言わなくとも日常生活の中で多様性を尊重していると感じている。

(吉林委員)

最近メディアで性的マイノリティについて多く発信されているが、ユニバーサルデザインと同様、まだ普及がいまいちであると感じる。LGBTという言葉はよく耳にするが、言葉の意味を問われるとなかなかピンと来ない人が多い。また、未だ偏見もあるため、そういう意味ではより周知をしてほしい。

要綱か条例かについては、施行した後、修正や追加しなければならない事態が生じる可能性が高いため、柔軟性のある要綱が適切ではないかと思う。

(伊豆会長)

具体的にカードを提示する場面としては、市営住宅や病院での手術における親族の同意書ぐらいという気もするが、制度を整えていくことで運用される場面が増えていくという趣旨かと思う。賛同していただける民間の企業等があれば良いと思うため、その辺りも含めて検討を進めてほしい。

4. 連絡事項

5. 閉会